

雇児発 1 1 1 1 第 3 号
社援発 1 1 1 1 第 5 号
老 発 1 1 1 1 第 6 号
平成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の
一部改正について

社会福祉法人の会計処理については、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）により定めているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準」の一部改正に伴い、当職通知について、別添のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度より適用することとしたので通知する。

ただし、本通知による改正後の別紙 4 の財産目録については、平成 28 年度決算から適用する。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図るとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—
 (平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新	旧
<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p><u>一 部 改 正</u> <u>雇児発 1111 第 3 号</u> <u>社援発 1111 第 5 号</u> <u>老 発 1111 第 6 号</u> <u>平成 28 年 1 月 1 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成につい</p>	<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類等の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、27 年度決算にかかる計算書類等の作成については、従前の例によるものとする。</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新	旧
<p>ては、「<u>26 財産目録について</u>」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」</p> <p>(略)</p> <p>18 引当金について（会計基準省令第 5 条 2 項関係）</p> <p>(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常 1 年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常 1 年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。<u>なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>21 関連当事者との取引の内容について（会計基準令第 29 条第 1 項第 12 号及び第 2 項関係）</p> <p>1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末にお</p>	<p style="text-align: center;">「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」</p> <p>(略)</p> <p>18 引当金について（会計基準省令第 5 条 2 項関係）</p> <p>(1) 将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。</p> <p>(2) 原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常 1 年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常 1 年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上するものとする。</p> <p>また、徴収不能引当金は、当該金銭債権から控除するものとする。</p> <p>(3) 職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。</p> <p>(4) 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>21 関連当事者との取引の内容について（会計基準令第 29 条第 1 項第 12 号及び第 2 項関係）</p> <p>1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。</p> <p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末にお</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新	旧
<p>る資産総額及び事業の内容 なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業 (3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p> <p>(略)</p> <p>24 計算書類に対する注記について（会計基準省令第 29 条関係） 法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。 なお、法人全体で記載する注記は、会計基準省令第 3 号第 3 様式の後に、拠点区分で記載する注記は、会計基準省令第 3 号第 4 様式の後に記載するものとする。</p> <p>25 附属明細書について（会計基準省令第 30 条関係） (略) (2) 拠点区分で作成する附属明細書（別紙 3 (⑧) から別紙 3 (⑱)） (略)</p> <p>ウ 拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (⑩)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑪)）の取扱い 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑪)）を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (⑩)）の作成は省略することができる。 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ご</p>	<p>る資産総額及び事業の内容 なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業 (3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係 (4) 取引の内容 (5) 取引の種類別の取引金額 (6) 取引条件及び取引条件の決定方針 (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。 (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 (2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p> <p>(略)</p> <p>24 計算書類に対する注記について（会計基準省令第 29 条関係） 法人全体で記載する注記及び拠点区分で記載する注記は、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。 なお、法人全体で記載する注記は、計算書類第 3 号の 3 様式の後に、拠点区分で記載する注記は、計算書類第 3 号の 4 様式の後に記載するものとする。</p> <p>25 附属明細書について（会計基準省令第 30 条関係） (略) (2) 拠点区分で作成する附属明細書（別紙 3 (⑧) から別紙 3 (⑱)） (略)</p> <p>ウ 拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (⑩)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑪)）の取扱い 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点については、それぞれの事業ごとの事業活動状況を把握するため、拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (⑪)）を作成するものとし、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (⑩)）の作成は省略することができる。 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点は、それぞれの事業ご</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新	旧
<p>との資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (10)）を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (11)）の作成は省略することができる。上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。</p> <p>また、サービス区分が 1 つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (10)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (11)）の作成を省略できる。</p> <p>上記に従い、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (10)）又は拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (11)）を省略する場合には、計算書類に対する注記（拠点区分用）「4. 拠点が作成する<u>計算書類</u>とサービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>との資金収支状況を把握する必要があるため、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (10)）を作成するものとし、拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (11)）の作成は省略することができる。上記以外の事業を実施する拠点については、当該拠点で実施する事業の内容に応じて、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書のうちいずれか一方の明細書を作成するものとし、残る他方の明細書の作成は省略することができる。</p> <p>また、サービス区分が 1 つの拠点区分は、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (10)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (11)）の作成を省略できる。</p> <p>上記に従い、拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (10)）又は拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (11)）を省略する場合には、計算書類に対する注記（拠点区分用）「4. 拠点が作成する<u>計算書類等</u>とサービス区分」にその旨を記載するものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>26 財産目録について（会計基準省令第34条関係） 財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙 4 のとおりとする。</p>	<p>26 財産目録について（会計基準省令第34条関係） 財産目録は、法人全体を表示するものとする。その様式は別紙 4 のとおりとする。</p>
<p>別紙 1 計算書類に対する注記（法人全体用）</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>別紙 1 計算書類に対する注記（法人全体用）</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。</p> <p>(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式) (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式) (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6～15 (略)</p>	<p>5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。</p> <p>(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式) (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式) (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式) 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。</p> <p>(5) (略)</p> <p>6～15 (略)</p>
<p>別紙 2 計算書類に対する注記（A里拠点区分用）</p>	<p>別紙 2 計算書類に対する注記（A里拠点区分用）</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新	旧																																																																																																																																																																								
<p>1～3 (略)</p> <p>4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。 (1) A里拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式) (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (⑪)) ア 介護老人福祉施設A里 イ 短期入所生活介護〇〇 ウ 居宅介護支援〇〇 エ 本部 (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (⑩))は省略している。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>別紙3 (①)～(②) (略)</p> <p>別紙3 (③)</p> <p style="text-align: center;"><u>補助金事業等収益明細書</u></p> <p style="text-align: center;">(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 (単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">交付団体及び交付の目的</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">交付金額</th> <th rowspan="2">補助金事業に係る利用者からの収益</th> <th rowspan="2">交付金額等合計</th> <th rowspan="2">うち国庫補助金等特別積立金</th> <th colspan="3">交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳</th> </tr> <tr> <th>〇〇〇</th> <th>〇〇〇</th> <th>〇〇〇</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分小計</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇																																					区分小計																																				<p>1～3 (略)</p> <p>4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分 当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。 (1) A里拠点計算書類(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式) (2) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3 (⑪)) ア 介護老人福祉施設A里 イ 短期入所生活介護〇〇 ウ 居宅介護支援〇〇 エ 本部 (3) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3 (⑩))は省略している。</p> <p>5～12 (略)</p> <p>別紙3 (①)～(②) (略)</p> <p>別紙3 (③)</p> <p style="text-align: center;"><u>補助金事業等収益明細書</u></p> <p style="text-align: center;">(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日</p> <p>社会福祉法人名 (単位：円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">交付団体及び交付の目的</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">交付金額</th> <th rowspan="2">補助金事業に係る利用者からの収益</th> <th rowspan="2">交付金額等合計</th> <th rowspan="2">うち国庫補助金等特別積立金</th> <th colspan="3">交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳</th> </tr> <tr> <th>〇〇〇</th> <th>〇〇〇</th> <th>〇〇〇</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">区分小計</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇																																					区分小計																																			
交付団体及び交付の目的							区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳																																																																																																																																																													
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇																																																																																																																																																																						
区分小計																																																																																																																																																																									
交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳																																																																																																																																																																			
						〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇																																																																																																																																																																	
区分小計																																																																																																																																																																									

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新								旧								
区分小計								区分小計								
区分小計								区分小計								
合計								合計								
<p>(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。</p> <p>2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。</p>								<p>(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。 なお、運用上の取扱い(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。</p> <p>2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。</p>								
別紙3 (4) ~ (5) (略)								別紙3 (4) ~ (5) (略)								
別紙3 (6)								別紙3 (6)								
基本金明細書								基本金明細書								
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日								(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日								
社会福祉法人名 _____ (単位: 円)								社会福祉法人名 _____ (単位: 円)								
区分並びに組入れ及び取崩しの事由		合計	各拠点区分ごとの内訳					区分並びに組入れ及び取崩しの事由		合計	各拠点区分ごとの内訳					
			〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇					〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇				
前年度末残高																
	第一号基本金															
	第二号基本金															
	第三号基本金															
基本 金 一 号	当期組入額 〇〇〇〇								基本 金 一 号	当期組入額 〇〇〇〇						

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新						旧						
	〇〇〇〇						〇〇〇〇					
	計						第二号基本金	計				
	当期取崩額							当期取崩額				
	〇〇〇〇 〇〇〇〇							〇〇〇〇 〇〇〇〇				
	計						計					
第二号基本金	当期組入額					第二号基本金	当期組入額					
	〇〇〇〇 〇〇〇〇						〇〇〇〇 〇〇〇〇					
	計						計					
	当期取崩額						当期取崩額					
	〇〇〇〇 〇〇〇〇						〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					計							
第三号基本金	当期組入額					第三号基本金	当期組入額					
	〇〇〇〇 〇〇〇〇						〇〇〇〇 〇〇〇〇					
	計						計					
	当期取崩額						当期取崩額					
	〇〇〇〇 〇〇〇〇						〇〇〇〇 〇〇〇〇					
計					計							
当期末残高					当期末残高							
第一号基本金					第一号基本金							
第二号基本金					第二号基本金							
第三号基本金					第三号基本金							
(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。 2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。 ②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。 ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。 3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。						(注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合には、記載を省略する。 2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。 ②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。 ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。 3. 従前及び今回の改正においてからの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。						
別紙3 (7) 国庫補助金等特別積立金明細書						別紙3 (7) 国庫補助金等特別積立金明細書						

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新										旧											
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日										(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日											
社会福祉法人名 _____ (単位: 円)										社会福祉法人名 _____ (単位: 円)											
区分並びに積立て及び取崩しの事由		補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳					区分並びに積立て及び取崩しの事由		補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳				
		国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇					国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇		
前期繰越額											前期繰越額										
当期積立額	〇〇〇〇										当期積立額	〇〇〇〇									
	〇〇〇〇											〇〇〇〇									
	〇〇〇〇											〇〇〇〇									
	〇〇〇〇											〇〇〇〇									
当期積立額合計											当期積立額合計										
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額										当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額									
	特別費用の控除項目として計上する取崩額											特別費用の控除項目として計上する取崩額									
〇〇〇〇											〇〇〇〇										
当期取崩額合計											当期取崩額合計										
当期末残高											当期末残高										
(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する (本文 9 参照)。										(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する (注解 (注10) 参照)。											
別紙 3 (8) ~ (9) (略)										別紙 3 (8) ~ (9) (略)											
別紙 3 (10)										別紙 3 (10)											
〇〇拠点区分 資金収支明細書										〇〇拠点区分 資金収支明細書											
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日										(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日											
社会福祉法人名 _____ (単位: 円)										社会福祉法人名 _____ (単位: 円)											
勘定科目		サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計			勘定科目		サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計				
		〇〇事業	△△事業	××事業								〇〇事業	△△事業	××事業							
	介護保険事業収入											介護保険事業収入									
	施設介護料収入											施設介護料収入									
	介護報酬収入											介護報酬収入									

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

		新						旧					
事業活動による収支	収入	利用者負担金収入(公費)						利用者負担金収入(公費)					
		利用者負担金収入(一般)						利用者負担金収入(一般)					
		居宅介護料収入						居宅介護料収入					
		(介護報酬収入)						(介護報酬収入)					
		介護報酬収入						介護報酬収入					
		介護予防報酬収入						介護予防報酬収入					
		(利用者負担金収入)						(利用者負担金収入)					
		介護負担金収入(公費)						介護負担金収入(公費)					
		介護負担金収入(一般)						介護負担金収入(一般)					
		介護予防負担金収入(公費)						介護予防負担金収入(公費)					
		介護予防負担金収入(一般)						介護予防負担金収入(一般)					
		地域密着型介護料収入						地域密着型介護料収入					
		(介護報酬収入)						(介護報酬収入)					
		介護報酬収入						介護報酬収入					
		介護予防報酬収入						介護予防報酬収入					
		(利用者負担金収入)						(利用者負担金収入)					
		介護負担金収入(公費)						介護負担金収入(公費)					
		介護負担金収入(一般)						介護負担金収入(一般)					
		介護予防負担金収入(公費)						介護予防負担金収入(公費)					
		介護予防負担金収入(一般)						介護予防負担金収入(一般)					
		居宅介護支援介護料収入						居宅介護支援介護料収入					
		居宅介護支援介護料収入						居宅介護支援介護料収入					
		介護予防支援介護料収入						介護予防支援介護料収入					
		介護予防・日常生活支援総合事業収入						介護予防・日常生活支援総合事業収入					
		事業費収入						事業費収入					
		事業負担金収入(公費)						事業負担金収入(公費)					
		事業負担金収入(一般)						事業負担金収入(一般)					
		利用者等利用料収入						利用者等利用料収入					
		施設サービス利用料収入						施設サービス利用料収入					
		居宅介護サービス利用料収入						居宅介護サービス利用料収入					
		地域密着型介護サービス利用料収入						地域密着型介護サービス利用料収入					
		食費収入(公費)						食費収入(公費)					
		食費収入(一般)						食費収入(一般)					
		<u>食費収入(特定)</u>											
		居住費収入(公費)						居住費収入(公費)					
		居住費収入(一般)						居住費収入(一般)					
		<u>居住費収入(特定)</u>											
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入						介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入					
		その他の利用料収入						その他の利用料収入					
		その他の事業収入						その他の事業収入					
		補助金事業収入(公費)						補助金事業収入					
		<u>補助金事業収入(一般)</u>											
		市町村特別事業収入(公費)						市町村特別事業収入					
		<u>市町村特別事業収入(一般)</u>											
		受託事業収入(公費)						受託事業収入					
		<u>受託事業収入(一般)</u>											
		その他の事業収入						その他の事業収入					
		(保険等査定減)						(保険等査定減)					
		老人福祉事業収入						老人福祉事業収入					

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新						旧					
措置事業収入						措置事業収入					
事務費収入						事務費収入					
事業費収入						事業費収入					
その他の利用料収入						その他の利用料収入					
その他の事業収入						その他の事業収入					
運営事業収入						運営事業収入					
管理費収入						管理費収入					
その他の利用料収入						その他の利用料収入					
補助金事業収入(公費)						補助金事業収入					
補助金事業収入(一般)											
その他の事業収入						その他の事業収入					
その他の事業収入						その他の事業収入					
管理費収入						管理費収入					
その他の利用料収入						その他の利用料収入					
その他の事業収入						その他の事業収入					
児童福祉事業収入						児童福祉事業収入					
措置費収入						措置費収入					
事務費収入						事務費収入					
事業費収入						事業費収入					
私的契約利用料収入						私的契約利用料収入					
その他の事業収入						その他の事業収入					
補助金事業収入(公費)						補助金事業収入					
補助金事業収入(一般)											
受託事業収入(公費)						受託事業収入					
受託事業収入(一般)											
その他の事業収入						その他の事業収入					
保育事業収入						保育事業収入					
施設型給付費収入						施設型給付費収入					
施設型給付費収入						施設型給付費収入					
利用者負担金収入						利用者負担金収入					
特例施設型給付費収入						特例施設型給付費収入					
特例施設型給付費収入						特例施設型給付費収入					
利用者負担金収入						利用者負担金収入					
地域型保育給付費収入						地域型保育給付費収入					
地域型保育給付費収入						地域型保育給付費収入					
利用者負担金収入						利用者負担金収入					
特例地域型保育給付費収入						特例地域型保育給付費収入					
特例地域型保育給付費収入						特例地域型保育給付費収入					
利用者負担金収入						利用者負担金収入					
委託費収入						委託費収入					
利用者等利用料収入						利用者等利用料収入					
利用者等利用料収入(公費)						利用者等利用料収入(公費)					
利用者等利用料収入(一般)						利用者等利用料収入(一般)					
その他の利用料収入						その他の利用料収入					
私的契約利用料収入						私的契約利用料収入					
その他の事業収入						その他の事業収入					
補助金事業収入(公費)						補助金事業収入					
補助金事業収入(一般)											
受託事業収入(公費)						受託事業収入					

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新					旧				
受託事業収入(一般)									
その他の事業収入					その他の事業収入				
就労支援事業収入					就労支援事業収入				
〇〇事業収入					〇〇事業収入				
障害福祉サービス等事業収入					障害福祉サービス等事業収入				
自立支援給付費収入					自立支援給付費収入				
介護給付費収入					介護給付費収入				
特例介護給付費収入					特例介護給付費収入				
訓練等給付費収入					訓練等給付費収入				
特例訓練等給付費収入					特例訓練等給付費収入				
地域相談支援給付費収入					地域相談支援給付費収入				
特例地域相談支援給付費収入					特例地域相談支援給付費収入				
計画相談支援給付費収入					計画相談支援給付費収入				
特例計画相談支援給付費収入					特例計画相談支援給付費収入				
障害児施設給付費収入					障害児施設給付費収入				
障害児通所給付費収入					障害児通所給付費収入				
障害児入所給付費収入					障害児入所給付費収入				
障害児相談支援給付費収入					障害児相談支援給付費収入				
特例障害児相談支援給付費収入					特例障害児相談支援給付費収入				
利用者負担金収入					利用者負担金収入				
補足給付費収入					補足給付費収入				
特例障害者特別給付費収入					特例障害者特別給付費収入				
特例特定障害者特別給付費収入					特例特定障害者特別給付費収入				
特定入所者障害児食費等給付費収入					特定入所者障害児食費等給付費収入				
特定費用収入					特定費用収入				
その他の事業収入					その他の事業収入				
補助金事業収入(公費)					補助金事業収入				
補助金事業収入(一般)									
受託事業収入(公費)					受託事業収入				
受託事業収入(一般)									
その他の事業収入					その他の事業収入				
(保険等査定減)					(保険等査定減)				
生活保護事業収入					生活保護事業収入				
措置費収入					措置費収入				
事務費収入					事務費収入				
事業費収入					事業費収入				
授産事業収入					授産事業収入				
〇〇事業収入					〇〇事業収入				
利用者負担金収入					利用者負担金収入				
その他の事業収入					その他の事業収入				
補助金事業収入(公費)					補助金事業収入				
補助金事業収入(一般)									
受託事業収入(公費)					受託事業収入				
受託事業収入(一般)									
その他の事業収入					その他の事業収入				
医療事業収入					医療事業収入				
入院診療収入(公費)					入院診療収入				
入院診療収入(一般)									
室料差額収入					室料差額収入				

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新							旧						
外来診療収入(公費)							外来診療収入						
外来診療収入(一般)													
保健予防活動収入							保健予防活動収入						
受託検査・施設利用収入							受託検査・施設利用収入						
訪問看護療養費収入(公費)							訪問看護療養費収入						
訪問看護療養費収入(一般)													
訪問看護利用料収入							訪問看護利用料収入						
訪問看護基本利用料収入							訪問看護基本利用料収入						
訪問看護その他の利用料収入							訪問看護その他の利用料収入						
その他の医療事業収入							その他の医療事業収入						
補助金事業収入(公費)							補助金事業収入						
補助金事業収入(一般)													
受託事業収入(公費)							受託事業収入						
受託事業収入(一般)													
その他の医療事業収入 (保険等査定減)							その他の医療事業収入 (保険等査定減)						
〇〇事業収入							〇〇事業収入						
〇〇事業収入							〇〇事業収入						
その他の事業収入							その他の事業収入						
補助金事業収入(公費)							補助金事業収入						
補助金事業収入(一般)													
受託事業収入(公費)							受託事業収入						
受託事業収入(一般)													
その他の事業収入							その他の事業収入						
〇〇収入							〇〇収入						
〇〇収入							〇〇収入						
借入金利息補助金収入							借入金利息補助金収入						
経常経費寄附金収入							経常経費寄附金収入						
受取利息配当金収入							受取利息配当金収入						
その他の収入							その他の収入						
受入研修費収入							受入研修費収入						
利用者等外給食費収入							利用者等外給食費収入						
雑収入							雑収入						
流動資産評価益等による資金増加額							流動資産評価益等による資金増加額						
有価証券売却益							有価証券売却益						
有価証券評価益							有価証券評価益						
為替差益							為替差益						
事業活動収入計(1)							事業活動収入計(1)						

以下、略

別紙 3 (11)

以下、略

別紙 3 (11)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－
 (平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新							旧						
〇〇拠点区分 事業活動明細書							〇〇拠点区分 事業活動明細書						
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日							(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日						
社会福祉法人名 _____							社会福祉法人名 _____						
(単位:円)							(単位:円)						
勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計	勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
	〇〇事業	△△事業	××事業					〇〇事業	△△事業	××事業			
サービス活動増減の部 収益	介護保険事業収益						介護保険事業収益						
	施設介護料収益						施設介護料収益						
	介護報酬収益						介護報酬収益						
	利用者負担金収益(公費)						利用者負担金収益(公費)						
	利用者負担金収益(一般)						利用者負担金収益(一般)						
	居宅介護料収益						居宅介護料収益						
	(介護報酬収益)						(介護報酬収益)						
	介護報酬収益						介護報酬収益						
	介護予防報酬収益						介護予防報酬収益						
	(利用者負担金収益)						(利用者負担金収益)						
	介護負担金収益(公費)						介護負担金収益(公費)						
	介護負担金収益(一般)						介護負担金収益(一般)						
	介護予防負担金収益(公費)						介護予防負担金収益(公費)						
	介護予防負担金収益(一般)						介護予防負担金収益(一般)						
	地域密着型介護料収益						地域密着型介護料収益						
	(介護報酬収益)						(介護報酬収益)						
	介護報酬収益						介護報酬収益						
	介護予防報酬収益						介護予防報酬収益						
	(利用者負担金収益)						(利用者負担金収益)						
	介護負担金収益(公費)						介護負担金収益(公費)						
	介護負担金収益(一般)						介護負担金収益(一般)						
	介護予防負担金収益(公費)						介護予防負担金収益(公費)						
	介護予防負担金収益(一般)						介護予防負担金収益(一般)						
	居宅介護支援介護料収益						居宅介護支援介護料収益						
	居宅介護支援介護料収益						居宅介護支援介護料収益						
	介護予防支援介護料収益						介護予防支援介護料収益						
	介護予防・日常生活支援総合事業収益						介護予防・日常生活支援総合事業収益						
	事業費収益						事業費収益						
	事業負担金収益(公費)						事業負担金収益(公費)						
	事業負担金収益(一般)						事業負担金収益(一般)						
利用者等利用料収益						利用者等利用料収益							
施設サービス利用料収益						施設サービス利用料収益							
居宅介護サービス利用料収益						居宅介護サービス利用料収益							
地域密着型介護サービス利用料収益						地域密着型介護サービス利用料収益							
食費収益(公費)						食費収益(公費)							
食費収益(一般)						食費収益(一般)							

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新							旧															
	<u>食費収益(特定)</u>																					
	居住費収益(公費)																				居住費収益(公費)	
	居住費収益(一般)																				居住費収益(一般)	
	<u>居住費収益(特定)</u>																					
	介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益																				介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益	
	その他の利用料収益																				その他の利用料収益	
	その他の事業収益																				その他の事業収益	
	<u>補助金事業収益(公費)</u>																				補助金事業収益	
	<u>補助金事業収益(一般)</u>																					
	<u>市町村特別事業収益(公費)</u>																					市町村特別事業収益
	<u>市町村特別事業収益(一般)</u>																					
	<u>受託事業収益(公費)</u>																					受託事業収益
	<u>受託事業収益(一般)</u>																					
	その他の事業収益 (保険等査定減)																					その他の事業収益 (保険等査定減)
	老人福祉事業収益																					老人福祉事業収益
	措置事業収益																					措置事業収益
	事務費収益																					事務費収益
	事業費収益																					事業費収益
	その他の利用料収益																					その他の利用料収益
	その他の事業収益																					その他の事業収益
	運営事業収益																					運営事業収益
	管理費収益																					管理費収益
	その他の利用料収益																					その他の利用料収益
	<u>補助金事業収益(公費)</u>																					補助金事業収益
	<u>補助金事業収益(一般)</u>																					
	その他の事業収益																					その他の事業収益
	その他の事業収益																					その他の事業収益
	管理費収益																					管理費収益
	その他の利用料収益																					その他の利用料収益
	その他の事業収益																					その他の事業収益
	児童福祉事業収益																					児童福祉事業収益
	措置費収益																					措置費収益
	事務費収益																					事務費収益
	事業費収益																					事業費収益
	私的契約利用料収益																					私的契約利用料収益
	その他の事業収益																					その他の事業収益
	<u>補助金事業収益(公費)</u>																					補助金事業収益
	<u>補助金事業収益(一般)</u>																					
	<u>受託事業収益(公費)</u>																					受託事業収益
	<u>受託事業収益(一般)</u>																					
	その他の事業収益																					その他の事業収益
	保育事業収益																					保育事業収益
	施設型給付費収益																					施設型給付費収益
	施設型給付費収益																					施設型給付費収益
	利用者負担金収益																					利用者負担金収益
	特例施設型給付費収益																					特例施設型給付費収益

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新					旧				
特例施設型給付費収益					特例施設型給付費収益				
利用者負担金収益					利用者負担金収益				
地域型保育給付費収益					地域型保育給付費収益				
地域型保育給付費収益					地域型保育給付費収益				
利用者負担金収益					利用者負担金収益				
特例地域型保育給付費収益					特例地域型保育給付費収益				
特例地域型保育給付費収益					特例地域型保育給付費収益				
利用者負担金収益					利用者負担金収益				
委託費収益					委託費収益				
利用者等利用料収益					利用者等利用料収益				
利用者等利用料収益(公費)					利用者等利用料収益(公費)				
利用者等利用料収益(一般)					利用者等利用料収益(一般)				
その他の利用料収益					その他の利用料収益				
私的契約利用料収益					私的契約利用料収益				
その他の事業収益					その他の事業収益				
補助金事業収益(公費)					補助金事業収益				
補助金事業収益(一般)									
受託事業収益(公費)					受託事業収益				
受託事業収益(一般)									
その他の事業収益					その他の事業収益				
就労支援事業収益					就労支援事業収益				
〇〇事業収益					〇〇事業収益				
障害福祉サービス等事業収益					障害福祉サービス等事業収益				
自立支援給付費収益					自立支援給付費収益				
介護給付費収益					介護給付費収益				
特例介護給付費収益					特例介護給付費収益				
訓練等給付費収益					訓練等給付費収益				
特例訓練等給付費収益					特例訓練等給付費収益				
地域相談支援給付費収益					地域相談支援給付費収益				
特例地域相談支援給付費収益					特例地域相談支援給付費収益				
計画相談支援給付費収益					計画相談支援給付費収益				
特例計画相談支援給付費収益					特例計画相談支援給付費収益				
障害児施設給付費収益					障害児施設給付費収益				
障害児通所給付費収益					障害児通所給付費収益				
障害児入所給付費収益					障害児入所給付費収益				
障害児相談支援給付費収益					障害児相談支援給付費収益				
特例障害児相談支援給付費収益					特例障害児相談支援給付費収益				
利用者負担金収益					利用者負担金収益				
補足給付費収益					補足給付費収益				
特例障害者特別給付費収益					特例障害者特別給付費収益				
特例特定障害者特別給付費収益					特例特定障害者特別給付費収益				
特定入所者障害児食費等給付費収益					特定入所者障害児食費等給付費収益				
特定費用収益					特定費用収益				
その他の事業収益					その他の事業収益				
補助金事業収益(公費)					補助金事業収益				
補助金事業収益(一般)									
受託事業収益(公費)					受託事業収益				

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新						旧					
<u>受託事業収益(一般)</u>											
その他の事業収益						その他の事業収益					
(保険等査定減)						(保険等査定減)					
生活保護事業収益						生活保護事業収益					
措置費収益						措置費収益					
事務費収益						事務費収益					
事業費収益						事業費収益					
授産事業収益						授産事業収益					
〇〇事業収益						〇〇事業収益					
利用者負担金収益						利用者負担金収益					
その他の事業収益						その他の事業収益					
<u>補助金事業収益(公費)</u>						補助金事業収益					
<u>補助金事業収益(一般)</u>											
<u>受託事業収益(公費)</u>						受託事業収益					
<u>受託事業収益(一般)</u>											
その他の事業収益						その他の事業収益					
医療事業収益						医療事業収益					
入院診療収益(公費)						入院診療収益					
<u>入院診療収益(一般)</u>											
室料差額収益						室料差額収益					
外来診療収益(公費)						外来診療収益					
<u>外来診療収益(一般)</u>											
保健予防活動収益						保健予防活動収益					
受託検査・施設利用収益						受託検査・施設利用収益					
訪問看護療養費収益(公費)						訪問看護療養費収益					
<u>訪問看護療養費収益(一般)</u>											
訪問看護利用料収益						訪問看護利用料収益					
訪問看護基本利用料収益						訪問看護基本利用料収益					
訪問看護その他の利用料収益						訪問看護その他の利用料収益					
その他の医療事業収益						その他の医療事業収益					
<u>補助金事業収益(公費)</u>						補助金事業収益					
<u>補助金事業収益(一般)</u>											
<u>受託事業収益(公費)</u>						受託事業収益					
<u>受託事業収益(一般)</u>											
その他の医業収益						その他の医業収益					
(保険等査定減)						(保険等査定減)					
〇〇事業収益						〇〇事業収益					
〇〇事業収益						〇〇事業収益					
その他の事業収益						その他の事業収益					
<u>補助金事業収益(公費)</u>						補助金事業収益					
<u>補助金事業収益(一般)</u>											
<u>受託事業収益(公費)</u>						受託事業収益					
<u>受託事業収益(一般)</u>											
その他の事業収益						その他の事業収益					
〇〇収益						〇〇収益					
〇〇収益						〇〇収益					
経常経費寄附金収益						経常経費寄附金収益					

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－
 (平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新					旧				
		その他の収益					その他の収益		
		サービス活動収益計(1)					サービス活動収益計(1)		
以下、略					以下、略				
別紙 3 (12) (略)					別紙 3 (12) (略)				
別紙 3 (13)					別紙 3 (13)				
<u>サービス区分間繰入金明細書</u>					<u>サービス区分間繰入金明細書</u>				
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日					(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日				
社会福祉法人名 _____					社会福祉法人名 _____				
拠点区分 _____					拠点区分 _____				
(単位：円)					(単位：円)				
サービス区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等	サービス区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先				繰入元	繰入先			
(注) 拠点区分資金収支明細書 (別紙 3 (10)) を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。 繰入金の財源には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。					(注) 拠点区分資金収支明細書 (<u>会計基準別紙 3 (10)</u>) を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。 繰入金の財源には、措置費収入、保育所運営費収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。				
別紙 3 (14)					別紙 3 (14)				
<u>サービス区分間貸付金 (借入金) 残高明細書</u>					<u>サービス区分間貸付金 (借入金) 残高明細書</u>				
平成 年 月 日現在					平成 年 月 日現在				
社会福祉法人名 _____					社会福祉法人名 _____				
拠点区分 _____					拠点区分 _____				

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新				旧			
(単位：円)				(単位：円)			
貸付サービス区分名	借入サービス区分名	金額	使用目的等	貸付サービス区分名	借入サービス区分名	金額	使用目的等
合計				合計			

(注) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(10))を作成した拠点においては、本明細書を作成のこと。

別紙3(15)～(19) (略)

別紙4

財 産 目 録

平成 年 月 日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	二	運転資金として	二	二	×××
普通預金	〇〇銀行〇〇支店	二	運転資金として	二	二	×××
小計						×××
事業未収金		二	〇月分介護報酬等	二	二	×××
.....	二	二	二
流動資産合計						×××
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	(A 拠点)〇〇市〇〇町 1-1-1	二	第1種社会福祉事業である、 〇〇施設等に使用している	二	二	×××
	(B 拠点)〇〇市〇〇町 2-2-2	二	第2種社会福祉事業である、 ▲▲施設等に使用している	二	二	×××
小計						×××
建物	(A 拠点)〇〇市〇〇町 1-1-1	19××	第1種社会福祉事業である、 〇〇施設等に使用している	×××	×××	×××
	(B 拠点)〇〇市〇〇町 2-2-2	19××	第2種社会福祉事業である、 ▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
小計						×××

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－
 (平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新							旧									
定期預金	〇〇銀行〇〇支店他	二	寄附者により〇〇事業に使用	二	二	×××										
投資有価証券	第〇回利付国債他	二	することが指定されている	二	二	×××										
.....	二	特段の指定がない	二	二										
基本財産合計						×××										
<u>(2) その他の固定資産</u>																
土地	(〇拠点)〇〇市〇〇町 3-3-3	二	5年後に開設する〇〇事業の	二	二	×××										
	(本部拠点)〇〇市〇〇町 4-4-4	二	ための用地	二	二	×××										
小計						×××										
建物	(C 拠点)〇〇市〇〇町 5-5-5	20××	第2種社会福祉事業である、	×××	×××	×××										
		年度	訪問介護事業所に使用して													
車輛運搬具	〇〇他 3 台	二	利用者送迎用	×××	×××	×××										
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	二	将来における〇〇の目的のため	二	二	×××										
.....	二	に積み立てている定期預金	二	二										
その他の固定資産合計						×××										
固定資産合計						×××										
資産合計						×××										
<u>II 負債の部</u>																
<u>1 流動負債</u>																
短期運営	〇〇銀行〇〇支店他	二	/	二	二	×××										
資金借入金																
事業未払金	〇月分水道光熱費他	二			二	二	×××									
職員預り金	〇月分源泉所得税他	二			二	二	×××									
.....	二			二	二									
流動負債合計						×××										
<u>2 固定負債</u>																
設備資金	独立行政法人福祉医療機構他	二	/	二	二	×××										
借入金																
長期運営	〇〇銀行〇〇支店他	二			二	二	×××									
資金借入金																
.....	二		二	二										
固定負債合計						×××										
負債合計						×××										
差引純資産						×××										
<u>(記載上の留意事項)</u>																
・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。																
・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。																
・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。																
・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。																
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。																
・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。																
・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。																
・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。																

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－
(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

新	旧
<p>また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。</p> <p>・ 車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。</p> <p>・ 預金に関する口座番号は任意記載とする。</p>	